

平成 22 年度

児童相談所業務概要

沖 縄 県

虐待対応の援助理念及び援助に際する基本姿勢(平成17年12月/中央・コザ児相)

(理 念)

- 1 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- 2 すべて、児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。
- 3 子どもの虐待は子どもの人権への重大な侵害である。
- 4 子どもの虐待への対応は子どもの最善の利益を最優先しなければならない。

(私たちの援助に際する基本姿勢)

- 1 私たちは、子どもの安心と安全の確保を最優先します。
- 2 私たちは、迅速な対応を行います。
- 3 私たちは、組織的対応を行います。
- 4 私たちは、カウンセリングマインドをもって対応します。
- 5 私たちは、関係機関の連携により援助します。
- 6 私たちは、家族の構造的問題という視点から保護者の援助を行います。
- 7 私たちは、秘密を厳守します。
- 8 私たちは、常に専門性の向上に努めます。

児童憲章(昭和26年5月5日)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発達に障害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)抜粋

第一章 総則

〔児童福祉の理念〕

第一条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

〔児童育成の責任〕

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〔原理の尊重〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

目 次

第1章 児童相談所の概要

1 管轄区域図	1
(1) 管内区域の状況	
表 1-1 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況（中央児童相談所）	2
表 1-2 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況（コザ児童相談所）	3
2 機構と職員配置状況	4
3 法的業務内容	5
4 相談の種類及び主な内容	6
5 相談業務の流れと仕組み	7
6 児童相談所と関係機関との連携図	8
7 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図	9

第2章 平成21年度業務実績

1 相談業務の概要	
図1 年度別相談受付件数の推移（平成17～21年度）	11
図2 平成21年度相談種別受付状況	12
表2 平成21年度相談種別受付状況（全国との比較）	＃
表3 相談種別・受付件数の年度別推移（平成17～21年度）	13
表4 経路別・受付件数の年度別推移（平成17～21年度）	14
表5-1 相談種別・年齢別・受付状況（県計）	15
表5-2 相談種別・年齢別・受付状況（中央児相）	16
表5-3 相談種別・年齢別・受付状況（コザ児相）	17
表6-1 相談種別・市町村別・受付状況（中央児相受付）	18
表6-2 相談種別・市町村別・受付状況（コザ児相受付）	19
表7-1 相談種別・市町村別・受付状況（市町村受付・中央管内）	20
表7-2 相談種別・市町村別・受付状況（市町村受付・コザ管内）	21
表8 処理状況の年度別推移	22
表9-1 相談種別・処理状況（県計）	23
表9-2 相談種別・処理状況（中央児相）	24
表9-3 相談種別・処理状況（コザ児相）	25
表10 施設別措置・解除、里親委託状況	26
2 相談種別の取扱い状況	
(1) 養護相談の状況	
図 3、表 11 養護相談受付件数の年度別推移	27
表 12 養護相談理由別・処理件数	28
(2) 児童虐待の状況	＃
図 4 虐待ケース件数と伸び率（全国との比較）	29
表 13 児童虐待件数と伸び率（平成2～21年度）	＃
図 5 虐待種別相談内訳	30
表 14 虐待種別相談内訳（全国比）	＃
図 6 主たる虐待者	＃
表 15 主たる虐待者（全国比）	＃
表 16 虐待の相談経路	31
表 17 処理内訳	＃
表 18 施設入所の内訳	＃

表 19	都道府県その他の内訳	31
図 7	被虐待児童の年齢・相談種別（県計）	32
表 20	被虐待児童の年齢・相談種別（年齢段階別）	〃
表 21	被虐待児童の年齢・相談種別（年齢詳細）	33
表 22	立入調査・警察官の同行	〃
表 23	知事勧告・家庭裁判所勧告	〃
表 24	親権、後見人関係	〃
表 25	児童虐待処理件数の推移（平成 6 ～ 21 年度）	34
表 26	虐待の相談経路（平成 17 ～ 21 年度）	〃
表 27	虐待種別相談内訳（平成 17 ～ 21 年度）	〃
表 28	主たる虐待者（平成 17 ～ 21 年度）	〃
表 29	虐待相談の処理内訳（平成 17 ～ 21 年度）	〃
表 30	法的権限行使状況（平成 17 ～ 21 年度）	〃
(3)	非行（ぐ犯・触法）相談の状況	〃
図 8	非行（ぐ犯・触法）相談件数の年度別推移	35
表 31	男女別・非行内容内訳	〃
表 32-1	年齢別・非行内容（男子）	36
表 32-1	年齢別・非行内容（女子）	37
(4)	障害相談の状況	
図 9、表 33	障害相談受付件数の年度別推移（平成 17 ～ 21 年度）	38
表 34	障害相談受付件数の年度別推移（児相別・療育手帳、特別児童扶養手当相談状況含む）	39
(5)	健全育成の相談の状況	
図 10	健全育成相談件数の年度別推移（平成 17 ～ 21 年度）	40
表 35	健全育成相談件数の年度別推移（平成 17 ～ 21 年度）	〃
表 36	健全育成相談件数の年度別推移（平成 17 ～ 21 年度・児相別）	41
3	調査・判定の状況	
表 37	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等	42
表 38	療育手帳判定処理件数の推移	43
表 39-1	市町村別・療育手帳判定状況（中央児相）	44
表 39-2	市町村別・療育手帳判定状況（コザ児相）	45
4	里親の状況	
表 40	登録里親・委託児童状況	46
表 41	里親委託児童の年齢別・委託期間別状況	47
表 42	里親委託児童及び解除児童	48
表 43	養子縁組の年度別推移	
5	一時保護の状況	
一時保護について		49
一時保護の状況		50
図 11	新規保護の年度別推移（平成 17 ～ 21 年度）	〃
図 12	相談種別新規保護の年度別推移（平成 17 ～ 21 年度）	〃
表 44	一時保護の年度別推移（平成 17 ～ 21 年度）	51
表 45	年度別保護状況（平成 17 ～ 21 年度）	〃
図 13	年齢段階別保護の構成比	〃
表 46	年齢段階別・相談種別保護の状況	52
表 47	理由別に見た退所の状況	〃
一時保護委託の状況		
図 14	一時保護委託人数の年度別推移（平成 17 ～ 21 年度）	53
表 48	一時保護委託人数の相談種別・年度別推移（平成 17 ～ 21 年度）	〃
表 49	年度別・一時保護委託状況（平成 17 ～ 21 年度）	54
図 15	年齢段階別・一時保護委託の構成比	〃
表 50	年齢段階別・相談種別、一時保護委託の状況	〃

表 51	相談種別・一時保護委託先	55
表 52	相談種別・一時保護委託解除の理由	〃

6	市町村・関係機関等への支援状況	
(1)	要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況	56
(2)	要保護児童対策地域協議会 会議	57
(3)	市町村相談業務担当者研修会	58
(4)	関係機関への啓蒙・啓発活動等	59
7	子ども虐待ホットラインの状況	
(1)	子ども虐待ホットライン	
表53	平成21年度相談受付件数の月別状況	60
表54、図16	児童に関する相談受付件数	〃
図17	虐待相談の月別受付件数	61
表55	経路別相談件数	〃
表56	対象児童年齢別相談件数	〃
表57	種類別相談件数	〃
表58	居住地域別相談件数	〃
表59、図18	曜日別相談件数	62
表60、図19	時間帯別相談件数	〃
表61、図20	所要時間別相談件数	〃

【参考資料】

児童相談所の沿革	63
児童相談所の所在地	71